

〒840-0012
佐賀県佐賀市
北川副町光法1780-1

(有) 丸富産業

富吉 亮博 様

佐賀県知事 山口 祥義



一般 建設業の許可について (通知)

平成28年 7月15日付けで申請のあった一般建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号	佐賀県知事 許可(般-28) 第 10442 号
許可の有効期間	平成28年 8月31日から平成33年 8月30日まで
建設業の種類	

土木工事業
石工事業
鋼構造物工事業
しゅんせつ工事業
解体工事業

とび・土工工事業
管工事業
舗装工事業
水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成33年 7月 31日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)